

海外の建築基準規制(国別比較)

建築物の単体規定 (A set of building requirements for safety, etc.) の規制に係る次の各項目の国別概要は下表のとおり。なお、集団規定 (A set of building requirements for city planning) 及び開発基準 (Land-development Code) に関しても必要な場合は言及している。

- (1) 単体規定の規制の根拠 (建築許可、違反对策等の権限) を定めた文書、制定者、及び特徴
- (2) 単体規定を定めた文書、制定者、及び特徴
- (3) 単体規定の概要
 - (3a) 構造基準 (structural safety)
 - (3b) 防耐火・避難基準 (fire safety)
 - (3c) 省エネ基準 (energy saving)
- (4) 建築許可等の施行
- (5) 公共・民間機関の役割分担

(1) 単体規定の規制の根拠(建築許可、違反对策等の権限)を定めた文書、制定者、及び特徴

インド	<p>規制の枠組みは首都デリーとその他の地域で異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都デリーの場合、連邦政府の 1 機関であるデリー開発庁が首都デリーの都市開発管理を主導しており、連邦政府として「デリー行政法」を定めている。 ・その他の地域 (一般の州) の場合、各州が Building Bye Law を定めている (内容はそれぞれ異なる)。また、大都市の場合は、当該大都市が独自に Building Bye Law を定めている場合もある。さらに、州によっては、まだ Building Bye Law を定めておらず、単体規制が実施されていないところもある。 <p>なお、連邦政府は各州に対する指針として 2016 年に Model Building Bye Law を定めている。</p>
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	規制の枠組みは、国が建築法 Building Act に定め、全国に適用している。
フィリピン	<p>「(1)構造耐力を中心とする建築規制」と「(2)消火設備・耐火・避難を中心とする建築規制」は、別の体系で実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の規制権限は、法律 Act として公布されたフィリピン建築基準 National Building Code of the Philippines (NBC)に規定され、公共事業道路省が所管している。なお、地方公共団体はそれぞれに Local Building Code を定めているが、これは当該地方公共団体に NBC を適用するにあたっての細則を定めるものであって、NBC に置き換えるものではない。 ・(2)の規制権限は、法律 Act として公布されたフィリピン防火基準 Fire Code of the Philippinesに規定され、内務省消防庁が所管している。
ベトナム	規制の枠組みは、国が建設法 Construction Law に定め、全国に適用している。消防設備に関しては消防法の適用がある。
マレーシア	調整中
モンゴル	規制の枠組みは、国が建設法 Construction Law に定め、全国に適用している。
ラオス	規制の枠組みは、国が建設法 Construction Law に定め、全国に適用している。
日本	規制の枠組みは、国が建築基準法 Building Standard Law を定め、全国に適用している。

(2) 単体規定を定めた文書、制定者、及び特徴

インド	<p>単体規定は、3段階の文書に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的基準の主要事項は、首都デリーの場合、連邦政府の 1 機関であるデリー開発庁がデリー建築条例 2016 (Unified Building Bye Laws for Delih 2016)に定め
-----	--

	<p>ている。その他の地域（一般の州、）の場合、各州（大都市の場合は、当該大都市）が Building Bye Law に定めている（内容はそれぞれ異なる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細の技術的基準は、連邦政府のインド基準局が インド建築基準（National Building Code of India 2016）に定め、デリー建築条例 2016 や Building Bye Law の中でその関連条文が指定されることにより採用されている。 ・ さらに詳細の技術的基準は、インド基準局がさまざまなインド規格（IS: Indian Standard）を定め、インド建築基準において指定されている。
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発省が建築基準 Nepal National Building Code (NBC) を定めている。NBC は、現行で 23 本の分野別の Code で構成されている。 ・ NBC の中で、Standard は主に Indian Standard が指定されている。 ・ 特徴として、英訳版で言えば shall と should の使い分けがある。shall の規定は義務で、should の規定は推奨であると説明されている。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造基準は、NBC の規定に基づき、フィリピン構造技術者協会が作成したフィリピン構造基準 National Structural Code of the Philippines が公共事業道路省によって指定されている。フィリピン構造基準は、NBC の Referral Code との位置付けであり、これは少なくとも建前上は義務基準であるとされている。 ・ 防火基準（消防設備・耐火・避難の基準）は、NBC の規定において、内務省消防庁が所管し法律として公布されたフィリピン防火基準 Fire Code of the Philippines が適用されると規定されている。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設法 Construction Law に基づいて、建設省がベトナム建築基準 Vietnam Building Code (VBC) を定めている。なお、建築基準は分野ごとに散発的に公布されており、ベトナム建築基準 VBC はその総称である。 ・ 規格類 Standard は、科学技術省が Vietnam Standards として定めたものが VBC において指定されている。 ・ 既定の基準に適合しない設計・工法・材料等の救済に関しては、「建設行為への基準・規格の適用に関する通知」（建設副大臣 2010 年改正）に基づき、建設省の審査を経て認められれば、外国の Code & Standard をベトナムの Code & Standard に替えて適用することが可能である。また、ベトナム建築基準に規定された Deemed-to-satisfy design（例示仕様）に適合しない場合であっても、建設省の審査を経て、安全であることが検証法等を通じて確認されれば同様に建築可能である。
マレーシア	調整中
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設法に基づき、建設・都市開発省が義務基準としてのモンゴル建設基準を作成している。モンゴル建設基準は、Construction Codes of Mongolia, Construction Regulations and Other Guidance Documents、及び Administrative Documents で構成され、全部で約 450 本の文書である。 ・ 規格類は、674 本のモンゴル規格 Standard に規定されている。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単体規定に係る基準は未制定である。集団規定に係る基準は都市計画法に基づいて都市ごとに定められており、建設法に基づく建設許可の際のクライテリアとなっている。
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が建築基準法、同法に基づく施行令、及び同法又は同令に基づく告示に単体規定を定め、全国に適用している。 ・ 地方公共団体が条例を定め、上乘せ等の基準を定めることができる。 ・ 規格は JIS、JAS 等が指定されている。

(3a) 構造基準

インド	<p>首都デリーの場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の主要事項はデリー建築条例 2016 の Chapter 9 に、基準の詳細はインド
-----	---

	<p>建築基準 2016 の Part 6 に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既定の構造基準に適合しない設計・工法・材料等の救済に関しては、「個別に認められれば救済できる」旨の規定がある（デリー建築条例 9.2.4a）。
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> 3階建て以下の建築物の構造は仕様基準に基づくことが基本で、4階建て以上は構造計算が義務付けられている。近年、World Bank の支援により充実が図られた。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン構造基準 National Structural Code of the Philippines は、アメリカの構造基準をなぞる形で作成されている。指定されている規格類も主にアメリカのものである。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 1997年に公布された「ベトナム建築基準（第2巻）」の第10章が現行規定である。 風力係数・地震係数等の指定は、当初1997年に公布された第3巻の Annex に記載されていたが、2009年8月14日に内容が改正された。ベトナム政府はさらに規制値の合理化を図りたいとしている。
マレーシア	調整中
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> 現行基準は、設定された最大加速度をもとに固有周期に対応した応答値を加味して弾性設計を行う。日本と比べた場合、重要度係数が導入され、一方、層間変形角の制限がないなどの違いがある。耐震性は日本に比べればかなり小さく、地震動の基準値のかさ上げが検討されている。 既存の PC パネル造等は旧ソ連の基準で建設されており、耐震性が危惧されている。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> 構造基準はない。
日本	<ul style="list-style-type: none"> 低層かつ小規模な建築物は構造仕様に従って建築できる。 中層以上や中規模以上の建築物は構造計算を義務付けている。超高層建築物などは大臣の認定を義務付けている。

(3b) 防耐火・避難基準

インド	<p>首都デリーの場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火基準の主要事項はデリー建築条例 2016 の Chapter 9 に、その詳細はインド建築基準 2005 Part 4 に規定されている。高さ 70m 以上の建築物について火災チェック階（他の目的に使用不可）の設置を求めるなど、日本にはない要求事項もある。 既定の防火基準に適合しない設計・工法・材料等の救済に関しては、デリー建築条例に明文規定はないが、運用として、個別に救済されるとのことである。
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> 2017年に改正されたが、耐火構造の要求（RCのかぶりコンクリートの厚さ、不燃材料の使用等）、避難階段の防火区画の要求（扉を steel にする等）、煙の制御などは規定されておらず、基本的な問題が残っている。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> 法律として公布されたフィリピン防火基準 Fire Code of the Philippines は、アメリカの NFPA の基準をなぞる形で作成されている。規格類もアメリカのものが指定されている。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 2010年に VBC の一部として公布された「住宅及び建築物における国家防火安全技術基準」に規定されている。 例えば建設材料の防火性の規定が、可燃性、着火性、延焼性、煙発生力、毒性で細かく区分されているなど、内容的に日本とかなり異なっている。
マレーシア	調整中
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国に比べてかなり厳しい基準も含まれている。例えば、アトリウムは避難

	階のみ、各住戸のドアから階段室までは 12m 以内、階段は全て前室付き等である。
ラオス	・防火基準はない。
日本	・防耐火、煙制御、避難施設等の基準を設けている。消火設備及び警報装置は消防法に基づく基準に定めている。 ・規定の基準に適合しない設計、材料、工法等については、大臣認定で対応する方法がある。

(3c) 省エネ基準

インド	首都デリーの場合、 ・省エネ基準の具体的内容は、デリー建築条例 2016 の Chapter10 に基づき、Energy Conservation Building Code に規定されている。義務規制の対象は、500 m ² 以上の住宅である。LEED 等の訪米諸国の環境性能表示制度が規制適合の判断材料とされている。
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	・省エネ基準はない。冬でも比較的温暖なため、その必要性があまり認識されていない。
フィリピン	・2015 年に、NBC の Referral Code (少なくとも建前上は義務基準)として The Philippine Green Building Code が定められた。建築物外縁部の各部位の断熱性能及び空調等の設備の効率を仕様の規定している。性能検証で認める手法も規定されている。
ベトナム	・2016 年に VBC の一部として公布された「効率的なエネルギー使用を踏まえた建設工事に関するベトナム建築基準」に規定されている。
マレーシア	調整中
モンゴル	・新築の際に一次エネルギー消費量が建築用途等に応じて一定基準以下となるように設計すること、及び共用開始後に実測してそれを確認することが義務付けられている。
ラオス	・省エネ基準はない。
日本	・一部の建築物を対象として一次エネルギー消費量を規制している(建築物省エネ法)。

(4) 建築許可等の施行

インド	各州及び大都市が許認可を運用している。
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	・基本的には地方政府が実施している。
フィリピン	・基本的には地方政府が実施している(ただし、防火関連は消防部局)。
ベトナム	・原則として地方政府が許認可を運用している。大規模なものや特殊な扱いをするケースは中央政府が直接に運用している部分もある。
マレーシア	調整中
モンゴル	・規模等に応じて建設・都市開発省又は地方政府が許可を行う。ただし、申請図書審査は建設・都市開発省の傘下の建設開発センターが全て行っている。
ラオス	・基本的には地方政府の公共事業部局が施行している。ただし、地方政府の公共事業部局は中央政府の出先機関でもある。
日本	・基本的には地方公共団体が実施している。

(5) 公共・民間機関の役割分担

インド	許認可は公共が直接行なっている。基準は、学識者の参画のもと、中央政府が主
-----	--------------------------------------

	導して作成している。
インドネシア	調整中
タイ	調整中
ネパール	・許認可に民間の関わりはない。
フィリピン	・建築規制を執行する Building Official は原則として地方公共団体の職員であるが、民間の専門家を任命することもできる。民間の専門家が Building Official に任命された場合は、地方公共団体としての職務を行う。
ベトナム	・許認可に民間の関わりはない。
マレーシア	調整中
モンゴル	・許認可に民間の関わりはない。
ラオス	・許認可に民間の関わりはない。
日本	・日本で諸外国の建築許可に相当するものは建築確認である。建築確認は、地方公共団体及び指定された民間機関が実施しており、どちらの建築確認を受けても効力は同じである。